

## 動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針について

この度、環境省より、家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥をいう。以下、同じ。）を除く鳥類の飼養者等が高病原性鳥インフルエンザへの対応について留意すべき対応方針について定めた「動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針」（以下「指針」という）が出されました。

### <指針の概要>

#### ○ 鳥類飼養者の義務

全ての鳥類の所有者又は占有者（以下「飼養者等」という。）は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第7条第2項に基づき、飼養している鳥類の高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染防止、自らの感染防止のみならず、展示飼養者においては観覧者への感染防止及び家きん等への感染拡大防止のため、本病及びその予防に関する十分な知識及び情報を習得し、適切な対応を取ることが求められています。

参考①

#### 《高病原性鳥インフルエンザとは》

- ・ 伝播力が強く、鳥類種によっては高致死性を示す。
- ・ 特に、家きん（家畜の鳥）に対して高致死性を示し、家きん産業へ及ぼす影響は甚大である。
- ・ 海外では、家きん等の接触に起因する感染により、人の死亡事例も起きている。
- ・ 近隣諸国において継続的に発生しており、渡り鳥が飛来しウイルスを持ち込む可能性があるほか、人や物を介した侵入も考えられ、国内侵入の可能性は高い。
- ・ 平成16年以降、国内においても野鳥や家きんにおいて継続的に感染が確認され、平成22年冬から平成23年春にかけては、動物園等における飼養鳥においても感染が確認されている。

参考②

鳥類ごとの対応の区分			
対象鳥類	家きん	家きんを除く鳥類 (※継続飼養される野鳥含む)	野鳥
法・適用指針等	「家畜伝染病予防法に基づく指導」	「動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針」	「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」
対応機関	家畜保健衛生所	健康危機管理課・保健所等	自然保護課

## ○ 各主体の役割

飼養鳥における高病原性鳥インフルエンザへの各主体の役割は以下のとおりであり、連携して防疫及び発生時の対応に努めることとします。

### 【健康危機管理課】

- 関係者への指針を周知すると共に、飼養鳥において高病原性鳥インフルエンザが発生（疑い含む）した場合に適切に対応する。
- 飼養鳥において高病原性鳥インフルエンザが疑われる場合に必要とされる検査実施体制を関係部局と協議のうえ整備する。

### 【動物園等の施設管理者】

- 動物園等の飼養鳥は、野鳥との接触可能性が大きい場合があり、不特定多数の観覧者があるため、指針のⅡに従い、高病原性鳥インフルエンザへの対応に万全を期す。

### 【その他の多数の鳥類を飼養している施設管理者】

- ペットショップ及び不特定多数の観覧者に展示しないものの鳥類を屋外で多数飼養している施設の場合、規模及び施設形態に応じてマニュアルの整備等、動物園等と同様に指針のⅡに準じて適切に対応する。

### 【個人飼養者等】

- 高病原性鳥インフルエンザ及びその予防に関する十分な知識及び情報を習得し、異常があった場合には、掛かり付け獣医師に相談し飼養鳥の感染防止に努める

## ○ 具体的な対応について

指針を参考に、次の各状況における適切な対応に努めるようお願いします。

対応の状況	指針に規定される具体的対応
①「通常時の準備」	マニュアル、緊急連絡網の整備。
②「通常時の対応」	監視、基本的な飼養衛生管理の実施。
③「周辺での発生時の対応」	飼養鳥の取扱い、観覧者への対応等の実施。
④「飼養している鳥類における発生時の対応」	検査及び公表、感染鳥の取扱い、感染鳥と同所で飼養していた鳥の取扱い、園内の他の飼養鳥の取扱い、死体や汚染物品の処分、消毒等の防疫措置、観覧者の接触防止、再発防止のための情報収集等の実施。
⑤「個人で飼養している鳥類に対する対応」	指針のⅡ「動物園等における対応について」を参考として対応。